



平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

設備の高効率化改修支援事業

(EIE (Efficiency Improvement of Equipment Renovation) 事業)

PCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業

公募説明会資料

平成30年5月

一般社団法人 温室効果ガス審査協会

ASSET事業運営センター

補助金の交付申請をされる皆様へ (公募要領p. 2)

1. 虚偽の内容を記載した場合等は、交付決定の解除、補助金の納付の取り消し、補助金の返還等の措置をとることがあります。
2. 交付決定通知前の発注・支出は交付対象になりません。
3. 取得財産等を法定耐用年数内に処分しようとするときは、事前承認が必要です。
4. 補助事業の実施中または完了後に、必要に応じて現地調査等を行います。
5. 補助金に係る不正行為に対しては、法律に刑事罰等を課す旨規定されています。
6. 「暴力団排除に関する誓約書」の誓約、提出が必要です。
7. 「個人情報のお取り扱いについて」の確認、提出が必要です。

本日の内容（目次）

1. 事業の目的と性格
2. 事業内容
3. 補助金の交付方法等について
4. 留意事項等
5. 交付申請の事務手続きの流れ及び
注意点等
6. 交付申請方法等
7. 記入例

1. 補助事業の目的と性格

1. 補助事業の目的と性格（公募要領p.4）

- 本事業では、PCB使用照明器具の有無に係る調査、ならびにCO2削減効果のある低炭素型製品(LED一体型器具)への交換に係る費用の一部を支援します。
- 事業の実施により、エネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。

このため、申請においては、算出過程も含む二酸化炭素の削減量の根拠を明示していただきます。また、事業完了後は削減量の実績を報告していただくこととなります。



2. 事業内容

2. 事業内容(公募要領p.5~8)

(1)対象事業の基本的要件

- ①低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資すること。
- ②補助事業を行うための実績・能力・実施体制を有すること。
- ③別紙1に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- ④別紙2に示す「個人情報お取り扱い」について同意できる者であること。

(2) 事業概要

(ア) 事業の目的

昭和47年に製造が中止され、未だ相当数存在するPCB使用照明器具は、法令に定める期限内に適正に処理する必要がある。また、LED照明に交換することでCO2削減効果が見込まれるが、照明器具にPCBが使用されているか否か不明であるものが多いことや、LED照明への交換に必要な買い替え費用等が障害となっている。

本事業は、現在使用中のPCB使用照明器具の調査並びにLED照明への交換を支援することにより、PCBの早期処理を促進するとともに、二酸化炭素の排出の抑制を図ることを目的とする。

(イ)対象事業

1)調査事業

建物に使用されている照明器具について、PCB使用の有無に係る調査を行う事業で、以下の要件を満たすもの。

①調査対象建物の建築・改修が**昭和52年3月以前**に行われていること。

②本事業で**発見されたPCB使用照明器具**については、**交換事業によりLED照明に交換**を行うこと。

③発見された **PCB使用照明器具の早期処理が確実**であること。安定器について下記の(ア)～(ウ)を全て満たすこと。(JESCO:中間貯蔵・環境安全事業株式会社)

(ア)PCB特別措置法に基づく都道府県または政令市への**届出を完了実績報告書提出までに行う**こと。

(イ)JESCOへの**予備登録確認書の写しを完了実績報告書提出までに提出**すること。

(ウ)平成32年3月31日までにJESCOへの**処分委託が完了**すること。

2) 交換事業

PCB使用照明器具をLED照明に交換する事業であり、以下の要件を満たすもの。

- ①**使用中**のPCB使用照明器具の**交換**であること。
- ②照明器具の**安定器**に**PCB**が含有されていることが**確実**であること。
- ③PCB使用照明器具の**早期処理**が**確実**であること。

1) PCB特別措置法に基づく**都道府県または政令市への届出の写し**を**完了実績報告書提出までに提出**すること。

2) JESCOへの**予備登録確認書**または**搬入荷姿登録確認書の写し**を**完了実績報告書提出までに提出**すること。

3) 平成32年3月31日までにJESCOへの**処分委託**が**完了**すること。

2) 交換事業(つづき)

④ 交換する照明器具がLED一体型器具であること。

- ・「**グリーン購入法**」第6条に基づき定められた**環境物品等の調達の推進に関する基本方針**の基準を判断基準とする。
- ・対象の照明器具をLED照明器具に交換する際には、以下の(ア)、(イ)のうち、いずれかの要件を満たしていること。
なお、**ランプのみの交換は適用外**とする。

(ア) **蛍光灯器具**(オフィス・教室等)または**HID器具**(高天井用・投光器・防犯灯・街路灯・道路照明器具・トンネル照明器具等)をLED照明器具に交換する場合
グリーン購入法に係る基本方針に示されているLED照明器具の判断の基準を満たしていること。

(イ) **低圧ナトリウム灯器具**(トンネル用等)をLED照明器具に交換する場合
グリーン購入法に係る基本方針別記21に示されている道路照明(LED照明)と同程度の基準を満たしていること。

3) 調査交換事業

建物に使用されている照明器具について、PCB使用の有無に係る調査を行うとともに、発見されたPCB使用照明器具をLED照明に交換する事業で、以下の要件を満たすもの。

①調査対象建物の建築・改修が昭和52年3月以前に行われていること。

②調査により発見された PCB使用照明器具の早期処理が確実であること。

1) PCB特別措置法に基づく都道府県または政令市への届出の写しを完了実績報告書提出までに提出すること。

2) JESCOへの予備登録確認書または搬入荷姿登録確認書の写しを完了実績報告書提出までに提出すること。

3) 平成32年3月31日までにJESCOへの処分委託が完了すること。

3) 調査交換事業(つづき)

③交換する照明器具がLED一体型器具であること。

- ・「グリーン購入法」第6条に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の基準を判断基準とする。
 - ・対象の照明器具をLED照明器具に交換する際には、以下の(ア)、(イ)のうち、いずれかの要件を満たしていること。
- なお、ランプのみの交換は適用外とする。

(ア) 蛍光灯器具(オフィス・教室等)またはHID器具(高天井用・投光器・防犯灯・街路灯・道路照明器具・トンネル照明器具等)をLED照明器具に交換する場合
グリーン購入法に係る基本方針に示されているLED照明器具の判断の基準を満たしていること。

(イ) 低圧ナトリウム灯器具(トンネル用等)をLED照明器具に交換する場合
グリーン購入法に係る基本方針別記21に示されている道路照明(LED照明)と同程度の基準を満たしていること。

(ウ)補助金の交付申請者(公募要領p.8) 交付申請者の要件(交付規程第3条2、3)

- 代表事業者・・・補助対象器具の所有者であり、補助金の交付を受ける事業者
- 共同事業者・・・代表事業者と共同で事業を実施する事業者

○補助金の交付を申請できる者

- (a) 民間企業
- (b) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (c) 法律により直接設立された法人
- (d) その他環境大臣の承認を経て協会が認める者

- リースの場合は補助対象とはなりません。
- 交付手続は、代表事業者からの委任を受けた**第三者による代行も可**

(工) 補助金の交付額 (公募要領p.8)

事業名	補助率
(a)調査事業	10分の1(上限50万円)
(b)交換事業	2分の1
(c)調査交換事業	
PCB使用照明器具の有無に係る調査	10分の1(上限50万円)
PCB使用照明器具のLED照明への交換	2分の1



補助対象外の例

- PCB廃棄物の収集運搬・保管・処分費用
- 二酸化炭素排出削減に寄与しない工事に係る経費
- PCB使用照明器具以外の設備の撤去・移設・廃棄費等(諸経費も含む)
- 電力会社申請費
- 予備品
- 公官庁への申請、届出費用
- 本補助金への申請経費 等々

(才)補助事業期間 (公募要領p.8)

実施期間： 原則として**単年度**

事業開始： **交付決定日以降**

事業終了： **平成31年2月28日まで(原則として支払いまで完了のこと)**



交付決定日前の経費は補助対象外

(力)維持管理

取得財産は交付規程第8条第十二号及び第十三条の規定に基づき、**善良な管理者の注意を持って管理**し、補助金の交付の目的に従って、その**効率的運用**を図ること。また、導入に関する**各種法令を遵守**すること。

(キ)二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

二酸化炭素削減量を把握し、交付規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの**情報を提供**すること。

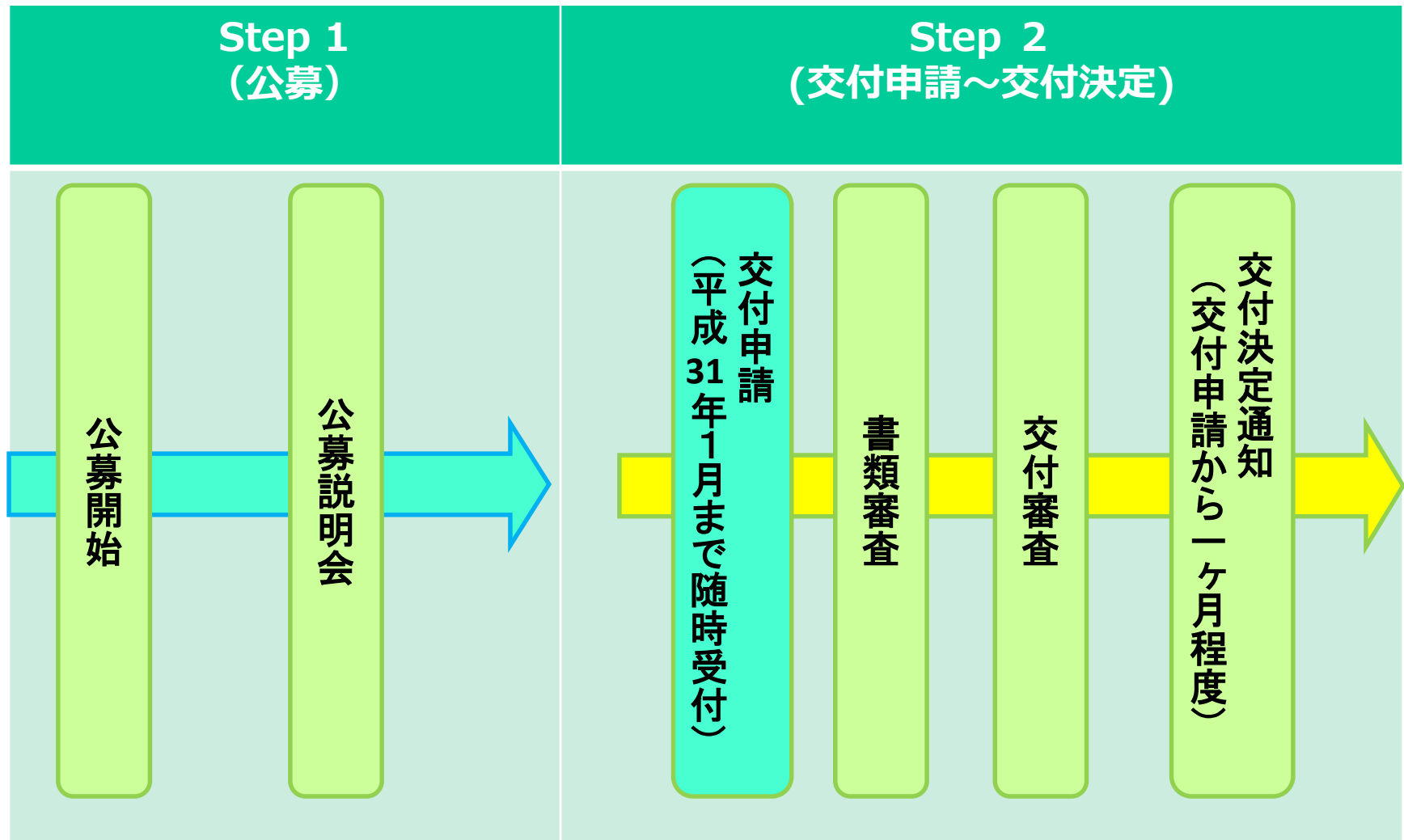
3. 補助金の交付方法等について

3. 補助金の交付方法等について (公募要領p.8~11)

応募者が実施

全体の流れ(主要手続き) 1

GAJが実施

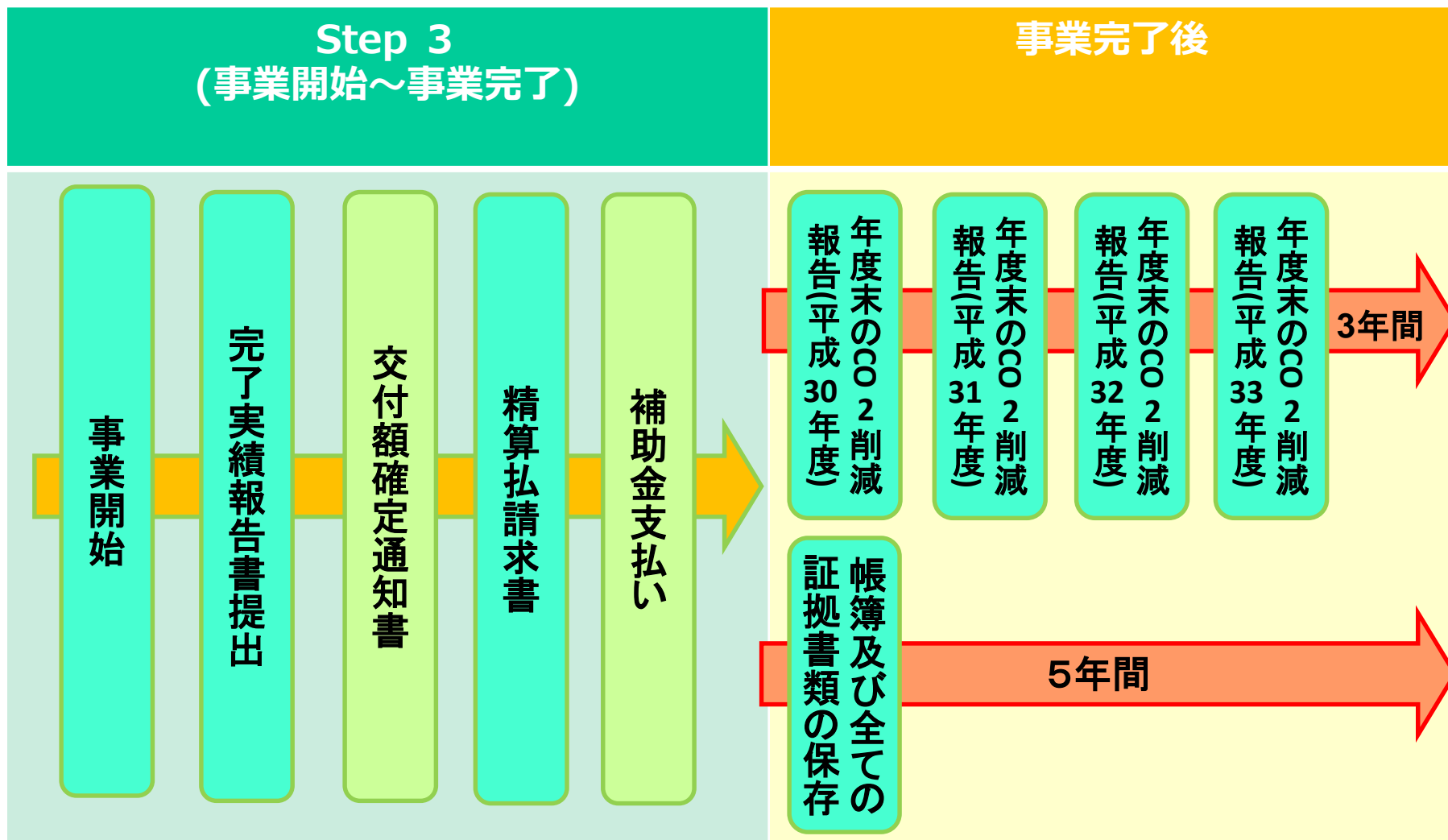


3. 補助金の交付方法等について (公募要領p.8~11)

事業者が実施

全体の流れ(主要手続き)2

GAJが実施



3. 補助金の交付方法等について（公募要領p.8～11）

(1) 補助事業者の選定方法

一般公募を行い、都度採択します。

公募期間:

平成30年4月27日から平成31年1月31日(木)15時まで

(2) 審査方法

書類審査その後の協会内部審査で選定します。

【書類審査内容】、【想定される審査項目】は公募要領 p.9, 10を参照ください。交付申請書類については、6. 交付申請方法等を参照ください。



審査結果に対する御意見には対応致しかねます。審査結果より付帯条件、あるいは申請された計画の変更を求めることもありますのでご了承ください。

(3) 補助金の対象となる費用

原則として、**事業実施期間**に行われる事業で、**かつ当該期間中に支払いが完了**するもの。



事業完了について

当該期間中に支払いが完了して事業完了となる。ただし、補助事業者に対して、補助事業に要した**経費の請求がなされた場合**を含む。この場合は、実績報告書に**請求書を添付することで可とするが**、補助事業者は補助金を受領した日から**2週間以内に領収書を協会に提出**することが必要。

(4) 交付決定

提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ア 全体計画が整っており、**事業が確実に行われる見込み**であること。
- イ 補助対象経費には、国からの**他の補助金の対象経費を含まないこと**。
- ウ 補助対象以外の経費を含まないこと。

(5) 事業の開始について

交付決定を受けた後に、事業を開始していただきます。



契約・発注日が、交付決定日以降となるように注意してください。

(6) 補助事業の計画変更について

内容を変更しようとする時(ただし、軽微な変更を除く。)は**計画変更承認申請書**を協会に提出する必要があります。

- ・例: 交付申請時のメーカー名、品番、台数の変更
- ・同一品番一式で50万円未満は提出不要

(7) 完了実績報告及び書類審査等

補助事業が完了（支払が完了したことを指す）した時は、**30日以内又は事業実施年度の3月10日のいずれか早い日までに完了実績報告書を協会宛に提出いただきます。**

協会は、完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、事業の成果が**交付決定の内容に適合**すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者**に交付額の確定通知**を行います。



交付申請時には提出が不要でも、完了実績報告までに提出が必要な書類（PCB特措法に基づく届出関係書類、JESCOへの登録関係書類）がありますので注意してください。

(8) 補助金の支払い

協会からの交付額の確定通知を受けた後、**精算
払請求書を提出**いただきます。その後、協会から**補助金を支払う**こととなります。

(9) 不正に対する交付決定の解除等

交付申請書類に虚偽の内容を記載した場合等においては、交付決定の解除、補助金の返還等の措置をとることがあります。

(10) 事業報告書の提出 (交換事業、調査交換事業)

補助事業の完了した日から**その年度の3月末までの期間**及びその後の**3年間の期間**について、年度毎に**年度の終了後30日以内**に当該補助事業による過去1年間(補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間)の**二酸化炭素削減効果**について、**事業報告書を大臣に提出**しなければならない。



補助事業者は事業後3年間事業報告が必要

4. 留意事項等

4. 留意事項等（公募要領p.14、15）

（1）経理

経費に関する帳簿と全ての証拠書類（見積書、発注書、契約書、検収書、請求書、領収書等支払いを証する書類等、経費に係る書類）は**他の経理と明確に区分して管理**し、常にその書類を明らかにしておく必要があります。

これらの書類は、補助事業の完了の日の属する年度の**終了後5年間**、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

4. 留意事項等（公募要領p.15）

（2）エネルギー消費量削減見込み量及び二酸化炭素削減見込み量の計算方法（交換事業、調査交換事業）

原則として、エネルギー消費量削減見込み量については、当該照明設備の消費電力及び稼働時間を考慮して算出して下さい。

また、二酸化炭素削減量見込み量については、上述の方法で得たエネルギー消費量削減見込み量に二酸化炭素排出係数を掛けて算出して下さい。ただし、購入する電力に関しては、平成26年度の代替値0.000579t-CO₂/kWhを用いること。

(3) 補助事業における自社調達を行う場合の利益等排除の考え方

補助事業者自身から調達等を行う場合は、**原価**（当該調達品の製造原価など）**をもって補助対象経費に計上**します。

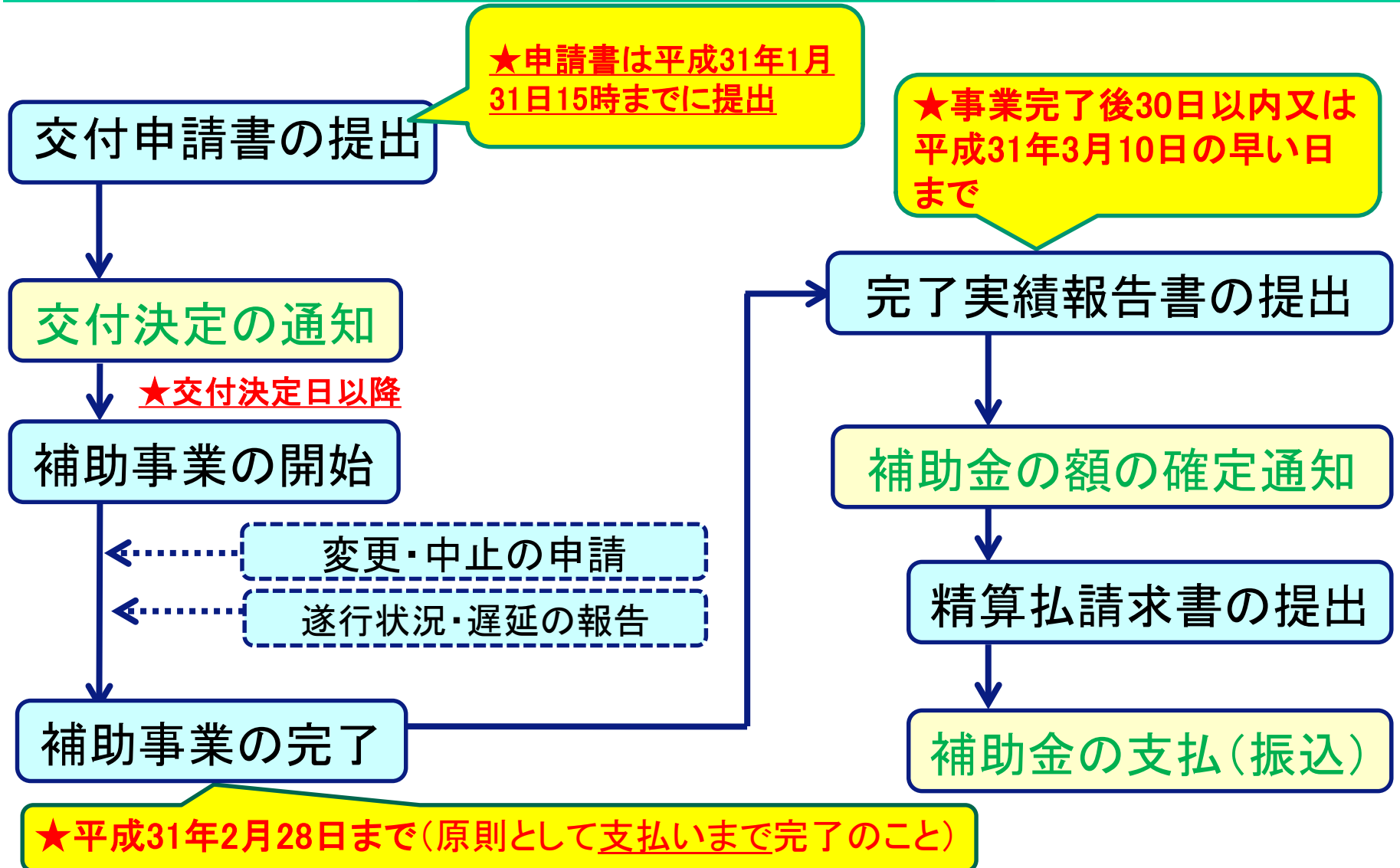
(4) その他

- ・補助事業を遂行するための契約は、一般の競争に付す必要があります。
- ・事業工程表、事業遂行状況月次報告書の提出が必要です。
- ・その他、必要な事項は**交付規程**に定めますので、これを参照してください。



5. 交付申請の事務手続きの流れ 及び注意点等

(1) 補助金の交付に関連した 事務手続きの流れ



(2) 事業報告書の提出について

設備導入

平成30年度

<スケジュール>

- ① 交付申請
- ② 交付決定通知
- ③ 事業開始
|
- ④ 事業完了
- ⑤ 完了実績報告
- ⑥ 交付額確定通知
- ⑦ 精算払請求書
- ⑧ 補助金の支払

平成31年度

平成31年4月に
平成30年度事業報告書
を環境大臣に提出

平成32年度

平成32年4月に
平成31年度事業報告書
を環境大臣に提出

平成33年度

平成33年4月に
平成32年度事業報告書
を環境大臣に提出

平成34年度

平成34年4月に
平成33年度事業報告書
を環境大臣に提出



事業報告書の証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。(交付規程第15条第2項)

(3) 補助対象設備の財産管理 (交付規程第8条十二、十三)

補助事業の実施により取得した**財産を処分**しようとする場合は、**あらかじめ協会の承認が必要**

(交付規程第8条による)

- 補助事業の実施により取得した財産については**取得財産等管理台帳を整備**すること。
- 法定耐用年数期間内に取得財産等(補助対象部品・部材に限る)を**廃棄・転用・譲渡等**した場合は、**補助金の一部返還**が生じる場合がある。



原則は**法定耐用年数期間内はご使用していただくこと**になります。尚、法定耐用年数期間内における補助対象設備の処分等に関しては、**必ず、事前に協会へご相談**ください。

6. 交付申請方法等

6. 交付申請方法等(公募要領p.11~14)

1) 交付申請時作成書類

- ・交付申請書(様式第1)
- ・実施計画書(様式第1別紙1-2から1-4のいずれか)
- ・経費内訳(様式第1別紙2-2から2-4のいずれか)
(根拠となる見積書を含む)
- ・PCB廃棄物の処分委託完了までの事業工程表
- ・暴力団排除に関する誓約書(別紙1)
- ・「個人情報のお取り扱いについて」同意書(別紙2)

【交換事業、調査交換事業の場合は以下の資料も作成】

- ・CO2削減効果に係る資料
(ハード対策事業計算ファイル、CO2削減効果算定根拠資料)

6. 交付申請方法等(公募要領p.11~14)

2) 交付申請時添付書類

- ・企業情報に係る書類
(企業パンフレット、定款、経理状況説明書等)
- ・事業を行う場所の図面・写真・地図等
- ・課税台帳、登記簿謄本又は建築検査済証
- ・既設灯の図面・一覧等、既設灯の情報が分かる資料

【交換事業、調査交換事業の場合は以下の資料も添付】

- ・交換予定のLED灯の仕様等が分かる資料
- ・交換予定のLED灯の図面、一覧等

(留意点) 本事業で発見または交換したPCB使用照明器具については、PCB特措法に基づく都道府県または政令市への届出書の写し及びJESCOへの予備登録確認書または搬入荷姿登録確認書の写しを**完了実績報告書提出までに提出**してください。

6. 交付申請方法等(公募要領p.11~14)

3) 交付申請時提出書類

交付申請時提出書類(PCB事業)

番号	提出書類	調査	交換	調査交換	用紙	電子ファイルの形式
0	様式第1 交付申請書	○	○	○	原本	PDF
1.1	様式第1別紙1-2 実施計画書(調査事業)	○	—	—	コピー	EXCEL
1.2	様式第1別紙1-3 実施計画書(交換事業)	—	○	—	コピー	EXCEL
1.3	様式第1別紙1-4 実施計画書(調査交換事業)	—	—	○	コピー	EXCEL
1.4	既設灯一覧表 調査事業、調査交換事業:安定器型番及びPCB使用欄は記入不要 交換事業:すべて記入	○	○	○	コピー	EXCEL
1.5	LED灯一覧表 調査事業:提出不要 交換事業、調査交換事業:提出要	—	○	○	コピー	EXCEL
1.6	様式第1別紙2-2 経費内訳(調査事業)	○	—	—	コピー	EXCEL
1.7	様式第1別紙2-3 経費内訳(交換事業)	—	○	—	コピー	EXCEL
1.8	様式第1別紙2-4 経費内訳(調査交換事業)	—	—	○	コピー	EXCEL
2	代表事業者の企業パンフレット	○	○	○	コピー	PDF
3	代表事業者の定款または寄附行為	○	○	○	コピー	PDF
4	代表事業者の経理状況説明書	○	○	○	コピー	PDF
5	共同事業者の企業パンフレット	△	△	△	コピー	PDF
6	共同事業者の定款または寄附行為	△	△	△	コピー	PDF
7	共同事業者の経理状況説明書	△	△	△	コピー	PDF

6. 交付申請方法等(公募要領p.11~14)

3) 交付申請時提出書類

番号	提出書類	調査	交換	調査交換	用紙	電子ファイルの形式
8	様式第1別紙2-2又は2-3又は2-4に記載の金額の根拠が分かる書類(見積書、材料費・労務費単価の積算根拠書類)	○	○	○	コピー	PDF
9	建物の登記簿謄本(原本)(発行から3か月以内)または課税台帳(原本)または建築検査済証(コピー)	○	○	○	原本	PDF
10	既設灯の設置場所が分かる図面	○	○	○	コピー	PDF
11	既設灯及びLED灯の設置場所が分かる図書(交換事業、調査交換事業)	—	○	○	コピー	PDF
12	補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル(交換事業、調査交換事業)	—	○	○	コピー	EXCEL
13	CO2削減効果の算定根拠資料(交換事業、調査交換事業)	—	○	○	コピー	PDF
14	既設灯一覧表、LED灯一覧表の根拠資料(必要により)(交換事業、調査交換事業)	—	○	○	コピー	PDF
15	都道府県市に提出したPCB特別措置法に基づく届出書(交換事業、調査交換事業)	—	○	○	コピー	PDF
16	JESCOから受け取った安定器等・汚染物予備登録確認書または搬入荷姿登録確認書(交換事業、調査交換事業)	—	○	○	コピー	PDF
17	JESCOへのPCB廃棄物の処分委託完了までの事業工程表(調査事業、交換事業、調査交換事業)	○	○	○	コピー	PDF
18	LED灯の種類、メーカー、形式、定格出力、仕様等が分かる資料(交換事業、調査交換事業)	—	○	○	コピー	PDF

6. 交付申請方法等(公募要領p.11~14)

3) 交付申請時提出書類

番号	提出書類	調査	交換	調査 交換	用紙	電子ファイル の形式
19	事業を行う場所の図面	○	○	○	コピー	PDF
20	事業を行う場所及び周辺建築物との位置関係や調査灯の概況が分かる図面や写真、地図等	○	○	○	コピー	PDF
21	施設の図面及び竣工日が分かる資料	○	○	○	コピー	PDF
22	施設の外観全体像及び内部が確認できる写真(設置場所毎の照明器具の全体像が分かる写真)	○	○	○	コピー	PDF
23	1区画内において、各施設の位置関係が分かる地図等 複数区画にまたがる場合	○	○	○	コピー	PDF
24	各区画の位置関係が把握できる地図等	○	○	○	コピー	PDF
25	暴力団排除に関する誓約書(別紙1)	○	○	○	原本	PDF
26	「個人情報のお取扱いについて」同意書(別紙2)	○	○	○	原本	PDF
27	その他の参考資料	○	○	○	コピー	PDF
注)1. 「○」: 提出要、「—」: 提出不要。						
2. 番号5,6,7: △は共同事業者がある場合に提出すること。						
3. 番号9: 建物の登記簿謄本は原本または課税台帳は原本または建築検査済証はコピーを提出すること。						
4. 番号15,16: 交付申請時には提出不要。完了実績報告書提出までに提出すること。						

交付申請時提出書類の作成上の注意点

【用紙】

- ・番号0、9（建築検査済証の場合はコピー）、25、26は**原本**を提出してください。
- ・番号17 JESCOへのPCB廃棄物の処分委託完了までの**事業工程表**は協会のHPにある**指定フォーム**に記入し提出してください。
- ・番号22 施設の**外観全体像及び内部が確認できる写真**（設置場所毎の**照明器具の全体像が分かる写真**）を提出してください。

【電子ファイル】

- ・番号1.1～1.8のEXCELは各シートをバラバラにせずに、**一つのファイル**でCDに入れてください。

* 交付申請書類のうち

【様式第1交付申請書】

【様式第1別紙1】

【既設灯一覧表】、【LED灯一覧表】

【様式第1別紙2】

【別紙1 暴力団排除に関する誓約書】

【別紙2 「個人情報についてのお取り扱いについて」同意書】

は、必ず協会のホームページの電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。

なお、地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック(補助事業申請者向け)(平成29年2月環境省地球環境局)及び補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイルについては、環境省のホームページよりダウンロードしてご使用ください。

* 交付申請

- 1施設単位
- 但し、継続的かつ反復的に一定の事業活動を行っている区画（同一または隣接・近隣区画）にある施設であれば、複数施設をまとめて申請することも可



調査交換事業において、調査の結果、交付申請の段階で申請したPCB使用照明器具の台数が変更となった場合、速やかに計画変更承認申請を提出してください。

(2) 公募期間(交付申請期間)

【公募期間】

平成30年4月27日から平成31年1月31日(木)15時まで

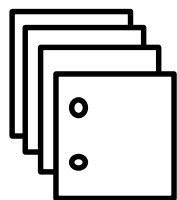


- ・ただし、平成31年2月28日までに事業完了することが必要です。
- ・簡易書留等記録が残る方法で郵送してください。期限を過ぎて到着した提出物のうち、遅延が当方の事情に起因しないものについては、受理しません。なお、持ち込みは受理できません。
- ・交付申請のあったものから順に採択となります。ただし、上記期間が満了する前に予算額に達した場合は、その時点で受付を終了します。

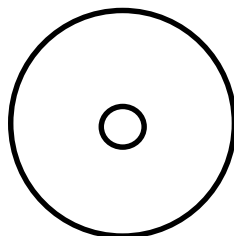
交付申請書を協会で審査の上、合格したものについて電子メールと郵送による交付決定通知の発行をもって採択とします。

(3) 提出部数

- 提出部数: 公募要領 別紙3の書類(紙)を**正本1部**
電子媒体(CD-RまたはDVD-R)1枚
- 電子媒体(CD-RまたはDVD-R)には添付資料を含めた正本の内容をすべて収めて下さい。交付申請事業者名と下記の事業名略称を必ず記載してください。
 - ・PCB使用照明器具の有無に係る調査事業: (PCB)【調査】
 - ・PCB使用照明器具をLED照明に交換する事業: (PCB)【交換】
 - ・PCB使用照明器具の有無に係る調査及びPCB使用照明器具をLED照明に交換を行う事業: (PCB)【調査交換】
- 提出いただいた交付申請書類は返却しません。



正本1部
(2つ穴、紐とじ)
バインダーやファイ
ルは不要



・CD (DVD)
1枚
事業名及び
代表事業者
名を記入

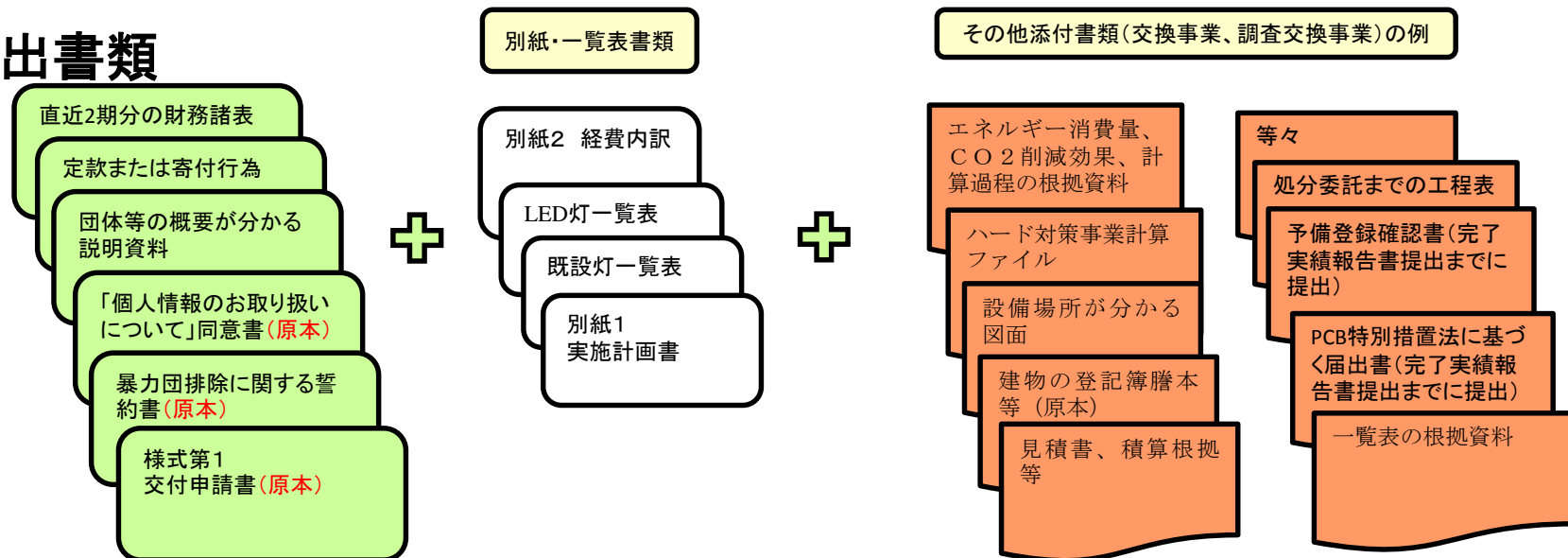


Asset事業運
営センターへ
の提出

(3) 提出部数 【交付申請に必要な提出書類】

(交付規程 様式第1、様式第1別紙1、一覧表、別紙2 等々)

・提出書類



書類(紙): 各書類の間に**インデックス**を付けたシートを挿入し、別紙3「交付申請時提出書類」の**該当番号**を記入し**番号順**に提出すること。

CD : 各電子ファイルに別紙3「交付申請時提出書類」の**番号**を付し、**番号順**にCDに入力し提出すること。

(4) 提出方法及び提出先

- 郵送により提出先へ提出（書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります。） **持ち込みは不可**です。
- 提出書類は封筒に入れ、宛名面に、**交付申請事業者名及び「平成30年度PCB事業（「調査」、「交換」または「調査交換」のいずれか）交付申請書類」と朱書きで明記**してください。
- 提出先
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-29-1
住友不動産一ツ橋ビル7階
一般社団法人 温室効果ガス審査協会

【お問い合わせ】

- お問い合わせは、所定の「**お問い合わせフォーム**」に必要事項を記入して**電子メール**で次のメールアドレスにお願いします。

メールアドレス: eie@gaj.or.jp

- その際、メール件名に「**設備高効率化事業 質問 ○○会社(御社名)**」と記入して下さい。
- お問い合わせフォームは協会のホームページの次のURLからExcelファイルをダウンロードしてください。

URL: <http://gaj.or.jp/eie/contact/contact.html>

お問い合わせ先

一般社団法人 温室効果ガス審査協会（GAJ）
ASSET事業運営センター
事業部
eie@gaj.or.jp



7. 記入例

7. 記入例

- ◆ 様式第1 交付申請書
- ◆ 様式第1 別紙1 実施計画書
既設灯一覧表
LED灯一覧表
別紙2 経費内訳
- ◆ ハード対策事業計算ファイル
- ◆ 見積書
- ◆ 事業工程表